

農 事 用 電 力

(オプション契約約款)

2025 年 10 月 1 日実施

北海道電力株式会社

1 対象となるお客さま

このオプション契約約款（以下「この約款」といいます。）は、電力契約標準約款（高圧）（以下「標準約款」といいます。）の高圧電力の対象となるお客さまに該当し、農事用のかんがい排水のために動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

2 約款の変更

(1) 当社は、次の場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、この約款を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のオプション契約約款によります。

イ 消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因が生じた場合に、必要な限度において料金を変更するとき。

ロ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、この約款を変更する必要がある場合

ハ その他、この約款を変更すべき合理的な事由が生じた場合

(2) お客さまが変更後のオプション契約約款による契約を希望されない場合は、標準約款 39（需給契約の変更）または 41（需給契約の廃止）により、需給契約を変更または廃止することができます。

(3) この約款を変更する場合には、当社は、この約款の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第 2 条の 13 に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第 2 条の 14 に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。

3 契約期間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、この約款による契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。

なお、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

また、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

- (3) お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(1)および(2)にかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。
- (4) 契約期間満了に先だって、原則として標準約款の高圧電力またはこの約款以外のオプション契約約款に需給契約を変更することはできません。

4 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

- (1) 契約電力が500キロワット未満の場合
契約電力は、標準約款別表6（契約電力の算定方法）に準じて算定された契約電力の値といたします。
- (2) 契約電力が500キロワット以上の場合
契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

5 供給条件

毎年、一定期間を限り、2月以上継続して使用する契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）をあらかじめお客さまの申出により設定していただきます。

6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、標準約款別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,263 円 20 銭
-----------------	--------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	19 円 81 銭
-------------	-----------

(3) 力率割引および割増し

イ 力率は、その 1月のうち毎日午前 8時から午後 10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1月の力率は、85パーセントとみなします。

ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る 1パーセントにつき、基本料金を 1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る 1パーセントにつき、基本料金を 1パーセント割増しいたします。

7 そ の 他

- (1) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。
- (2) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。
- (3) 電気の供給を再開し、または休止した場合の料金は、標準約款 22（料金の算定）(1)

イの場合に準じて算定いたします。この場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には再開日を含み、休止日を除きます。

- (4) お客様が契約された用途以外の用途に電気を使用された場合または契約使用期間以外の期間に電気を使用された場合は、次によります。

イ 当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客様について需給契約を解約することがあります。

ロ 標準約款 35（違約金）に準じて、違約金を申し受けます。

- (5) この約款に定めのない規定については、標準約款の高圧電力にかかわる規定を準用するものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この約款は、2025年10月1日から実施いたします。

2 力率割引および割増しにかかわる特別措置

この約款実施の際現に変更前のオプション契約約款の農事用電力（2024年4月1日実施。）附則2（力率割引および割増しにかかわる特別措置）の適用を受けている場合の力率割引および割増しの適用上の力率は、6（料金）(3)イにかかわらず、負荷が最大と認められる時間の力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

また、この特別措置の適用を受けている場合で、力率に変更が生ずるような契約負荷設備の変更等があるときは、この特別措置の適用を終了します。この場合、変更等があった日を含むその1月の力率割引および割増しの適用上の力率は、6（料金）(3)イによるものといたします。